

## 刑事選考要領の制定について（例規）

〔最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号〕  
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

この度、下記のとおり「刑事選考要領」を定め、これにより刑事選考の適正を図り、優れた刑事警察官の育成に資することとしたから、効果的な運用に努められたい。

### 記

#### 刑事選考要領

#### 1 目的

この要領は、捜査に専従する巡査及び巡査部長の階級にある警察官（以下「刑事」という。）の選考、教養及び任用に関して必要な事項を定め、もつて刑事の適正な選考と資質の向上を図り、優れた刑事の育成を期することを目的とする。

#### 2 刑事選考委員会の設置

##### (1) 設置

刑事の適正な選考を図るため、警察本部に「刑事選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (2) 組織及び構成

委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

ア 委員長 刑事部長

イ 副委員長 刑事部次長、組織犯罪対策統括室長、刑事企画課長及び警務部警務課長

ウ 委員 刑事部理事官、刑事企画課長を除く刑事部の所属長、教養課長、地域部地域課長、留置管理課長、刑事企画課調査官その他委員長の指名する者

##### (3) 委員会の任務

委員会は、刑事の適任者を選考し、決定するものとする。

##### (4) 委員会の会議

委員長は、必要の都度、会議を招集して、議事を主宰するものとする。

##### (5) 委員会の庶務

委員会の庶務は、刑事企画課において行う。

#### 3 選考の手続き

##### (1) 推薦の方法等

所属長は、刑事として適正があると認める者を刑事適任者選考基準（別表）により選考し、刑事適任者推薦書（様式第1）により委員会に推薦するものとする。

なお、推薦の時期、人員等は、別に示すところによる。

##### (2) 選考及び所属長への通知

委員会は、所属長から推薦された者について、面接テスト等の方法により適任者を選考し、その結果を推薦した所属長に通知するものとする。

#### 4 任用教養の実施

刑事部長は、委員会が選考した者に対し、別に定める「刑事任用教養要領」に基づき、刑事として必要な基礎的知識、技術を習得させるための教養（以下「任用教養」という。）を行う

ものとする。

#### 5 刑事適任者名簿への登載

委員会は、任用教養修了者について、任用教養期間中における成績、素行等を総合的に検討し、刑事適任者を決定して刑事適任者名簿（様式第2。以下「名簿」という。）に登載するとともに、決定の結果を関係所属長に通知するものとする。

#### 6 刑事の任用

所属長は、新たに刑事を任用する場合は、原則として名簿に登載されている者から、刑事に任用するものとする。

#### 7 名簿からの削除

委員会は、刑事適任者について、所属長からの報告に基づき、刑事に任用することが適当でないと認めるときは、その者を名簿から削除することができる。

#### 8 任用教養の特例

所属長は、名簿登載以外の者を刑事に任用したときは、速やかに任用教養を受講させるものとする。

(様式省略)